

## 浜松市弁護士報酬規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条 - 第10条の2）
- 第2章 法律相談料等（第11条・第12条）
- 第3章 着手金及び報酬金（第13条 - 第26条）
- 第4章 手数料（第27条）
- 第5章 時間制（第28条）
- 第6章 相談弁護士料（第29条）
- 第7章 日当（第30条）
- 第8章 実費等（第31条・第32条）
- 第9章 委任契約の清算（第33条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、本市が弁護士に依頼する事務に係る報酬に関する基準について必要な事項を定める。

#### （報酬等の決定）

第2条 本市が依頼する事務に係る弁護士報酬及び実費等の額は、この規程の定めるところを基準として、依頼する弁護士と協議の上、決定するものとする。

#### （弁護士報酬の種類）

第3条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による法律意見料、着手金、報酬金、手数料、相談弁護士料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	市に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による法律意見料	市に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず委任時に支払うべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて支払う委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
相談弁護士料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

日 当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。
-----	---------------------------------------------------------------------------

（弁護士報酬の支払時期）

第4条 着手金は、事件等を依頼したときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、弁護士との協議により、それぞれ支払う。

（事件等の個数等）

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼した事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみ支払う。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

（弁護士の報酬請求）

第6条 弁護士は、市に対し、弁護士報酬を請求するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士及び市は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、協議の上、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(1) 市から複数の事件等を委任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 市の複数の部署から同一の機会に同種の事件等につき依頼し、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士に委任したときは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、各弁護士は、市に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

(1) 市の意思に基づき、各弁護士に委任したとき。

(2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を市が認めたととき。

（委任契約書の作成）

第7条 市は、事件等を委任したときは、委任契約書を作成するものとする。

2 委任契約書には、事件等の表示、委任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

（弁護士報酬の減免等）

第8条 特別の事情があるときは、弁護士及び市は、第4条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、協議のうえ、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を支払う事件等につき、依頼の目的を達することについての見通しその他の事由により、着手金を規定どおり支払うことが相当でないときは、弁護士

及び市は、第3章の規定にかかわらず、協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第17条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第9条 依頼した事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は委任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士及び市は、協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第10条 この規程に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。

(端数調整)

第10条の2 この規程に基づき算定された弁護士報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

## 第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第11条 法律相談料(第29条の規定による法律相談に係るものを除く。)は、30分ごとに5,500円以上2万7,500円以下とする。

(書面による法律意見料)

第12条 書面による法律意見料は、11万円以上33万円以下とする。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士及び市は、協議のうえ、前項に定める額を増減することができる。

## 第3章 着手金及び報酬金

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第13条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益が算定可能な場合)

第14条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額

- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)(経済的利益算定の特則)

第15条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士及び市は、協議の上、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額するものとする。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号のいずれかに該当するときは、弁護士及び市は、協議のうえ、経済的利益の額を、紛争の実態又は市の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとする。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により市の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益が算定不能な場合)

第16条 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

2 弁護士及び市は、協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び市の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第17条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（第19条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8.8%	17.6%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5.5% + 9万9,000円	11% + 19万8,000円
3,000万円を超え3億円以下の場合	3.3% + 75万9,000円	6.6% + 151万8,000円
3億円を超える場合	2.2% + 405万9,000円	4.4% + 811万8,000円

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。この場合において、30%を増額してもなお、着手金の額が22万円に満たないときは、事件の内容により、22万円まで増額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前3項の着手金は、11万円を最低額とする。

（行政事件の着手金及び報酬金等）

第18条 行政事件の着手金及び報酬金については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。

2 前項の着手金は、53万9,000円を最低額とする。ただし、事情により11万円まで減額することができる。

3 弁護士は、行政事件について、事件が複雑であって、事実関係の調査及び整理等に時間を要する場合においては、前2項の規定により計算された着手金及び報酬金のほか、第28条の規定の例により、時間制による弁護士報酬を受けることができる。

（調停事件及び示談交渉事件）

第19条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ第17条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、当該規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項の規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項の規定により算定された額の2分の1とする。

4 前3項の着手金は、11万円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により11万円未満に減額することができる。

(契約締結交渉)

第20条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着 手 金	報 酬 金
300万円以下の場合	2.2%	4.4%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 3万3,300円	2.2% + 6万6,000円
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.55% + 19万8,000円	1.1% + 39万6,000円
3億円を超える場合	0.33% + 85万8,000円	0.66% + 171万6,000円

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、11万円を最低額とする。

4 前3項の報酬金には、契約書その他の文書の作成に係る手数料を含むものとする。

(督促手続事件)

第21条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着 手 金
300万円以下の場合	2.2%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 3万3,000円
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.55% + 19万8,000円
3億円を超える場合	0.33% + 85万8,000円

2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、5万5,000円を最低額とする。

4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。

5 督促手続事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、市が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を委任するときは、弁護士に対し、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ支払うものとする。

(境界に関する事件)

第 2 2 条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	44 万円以上 66 万円以下
----------	-----------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第 1 7 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 3 分の 2 に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とする。
- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額の、それぞれ 2 分の 1 とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、市と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額については、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第 2 3 条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士に引き続き上訴事件を委任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着 手 金
5,000 万円以下の場合	33 万円以上 55 万円以下
5,000 万円を超える場合	前段の額に 5,000 万円を超える部分の 0.55% を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士及び市は、協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
  - (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の 2 分の 1 を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の 2 分の 1 を、それぞれ経済的利益の額として、第 1 7 条の規定により算定された額
  - (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の 7 年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第 1 7 条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。  
(保全命令申立事件等)

第24条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、11万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第25条 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万5,000円を最低額とする。  
(告訴、告発等)



第26条 告訴、告発等の手続きの着手金は、1件につき11万円以上とし、報酬金は、市との協議により定める。

#### 第4章 手数料

##### (手数料)

第27条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用する。

##### 1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に支払うものとする。）	基本	22万円に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の11%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と市との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合 11万円
		300万円を超え3,000万円以下の場合 1.1% + 7万7,000円
		3,000万円を超え3億円以下の場合 0.55% + 24万2,000円
		3億円を超える場合 0.33% + 90万2,000円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第19条、第22条又は第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万5,000円以上11万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と市との協議により定める額

##### 2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万5,000円以上22万円以下

	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と市との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万5,000円以上11万円未満	
	経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	11万円以上33万円未満	
	経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上	
	非定型 基本	300万円以下の部分	11万円
		300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 7万7,000円
		3,000万円を超え3億円以下の場合	0.33% + 30万8,000円
		3億円を超える部分	0.11% + 96万8,000円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と市との協議により定める額		
公正証書にする場合	右の手数料に3万3,000円を加算する。		
内容証明郵便作成	基本	3万3,000円以上5万5,000円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と市との協議により定める額	

## 第5章 時間制

### (時間制)

第28条 弁護士は、市との協議により、委任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。ただし、事件等が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の報酬金を受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに1万1,000円以上5万5,000円以下とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ市から相当額を預

ることができる。

## 第6章 相談弁護士料

(相談弁護士料)

第29条 相談弁護士料は、年額110万円とする。

- 2 相談弁護士契約に基づく弁護士業務の内容は、市との協議により特に定めのある場合を除き、職員が行う一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、職員の法律相談、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士及び市は、協議のうえ、相談弁護士契約の内容を決定する。

## 第7章 日当

(日当)

第30条 日当は、次表のとおりとする。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万3,000円以上5万5,000円以下
1日(往復4時間を超える場合)	5万5,000円以上11万円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士及び市は、協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

## 第8章 実費等

(実費等の負担)

第31条 市は、弁護士に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等を負担するものとする。

(交通機関の利用)

第32条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

## 第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第33条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士及び市は、協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、支払い済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還させ、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を支払う。

## 附 則

- 1 この規程は、相談弁護士の承認を得て、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市弁護士報酬規程の規定は、この規程の施行の日以後にその請求権が確定する弁護士報酬について適用し、同日前にその請求権が確定した弁護士報酬については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市弁護士報酬規程の規定は、この規程の施行の日以後にその請求権が確定する弁護士報酬について適用し、同日前にその請求権が確定した弁護士報酬については、なお従前の例による。